

次期奈良県がん対策推進計画の構成について（事務局たたき台）

- ・現行では「推進計画」と「アクションプラン」があるが、実効性のある計画とするため、「推進計画」の中に、目標達成に向けた具体的施策を記載することとし、「アクションプラン」は作成しないこととする。

第1 奈良県がん対策推進計画について

1 策定の趣旨

- ・がんは本県の死亡原因の第1位であり、増加傾向
- ・「奈良県がん対策推進計画」（平成21年11月）、「奈良県がん対策推進アクションプラン」（平成23年3月）によりがん対策を推進
- ・国のがん対策推進基本計画が変更（平成24年6月）
- ・これまでの進捗状況や新たな課題を踏まえ、「奈良県がん対策推進計画（第2期）」を策定

2 計画の位置づけ

- ・がん対策基本法第11条第1項に規定する「都道府県がん対策推進計画」に該当
- ・県の他の保健、医療、福祉計画と整合をとり推進

3 計画期間

- ・平成25年度から平成29年度までの5年間

第2 奈良県の「がん」の現状

- 1 がん患者の状況
- 2 がん医療提供体制の状況
- 3 がん検診の状況

資料10「奈良県のがんの現状」
等からデータを掲載

第3 計画の基本的な考え方

1 基本方針

- (1) すべてのがん患者やその家族を含めた県民の視点に立ったがん対策の推進
 - ・がん対策基本法の基本理念、奈良県がん対策推進条例の目的に即し、がん患者を含めた県民の視点に立った対策を実施
- ⑨ (2) 重点的に取り組むべき課題を定めた総合的かつ計画的ながん対策の実施
 - ・実効性のあるがん対策の推進のため、県が重点的に取り組むべき課題を定め、総合的かつ計画的に対策を実施
- (3) 目標とその達成時期の考え方
 - ・全体目標とそれを達成するために必要な分野別、個別施策について目標を設定
 - ・原則として、全体目標と個別目標を達成するために要する期間の設定

⑨ 2 重点的に取り組むべき課題

重点的に取り組むべき課題の
設定について要検討

- ・国の計画では、次の4つが重点課題となっている。
 - 1 放射線療法、化学療法、手術療法の更なる充実とこれらを専門的に行う医療従事者の育成
 - 2 がんと診断された時からの緩和ケアの推進
 - 3 がん登録の推進
 - 4 働く世代や小児へのがん対策の充実
- ・これまで、県の計画では「重点的に取り組むべき課題」を記載していなかったが、次期計画では、「重点的に取り組むべき課題」を明らかにしてはどうか。
- ・重点的に取り組むべき課題の考え方
 - 案1** 国の重点課題の4点を県計画でも位置づける。
 - 案2** これまでの進捗状況や県の地域特性等を踏まえ、国の重点課題の4点だけでなく、県独自の重点課題を追加する。
 - 案3** 県が策定する計画であることや、これまでの進捗状況、県の地域特性等を踏まえ、国の重点課題にとらわれず、県独自の観点からの重点課題を設定する。

3 全体目標

(1) がんによる死亡者の減少

- ・がんで若い人が亡くならないことを目指す。

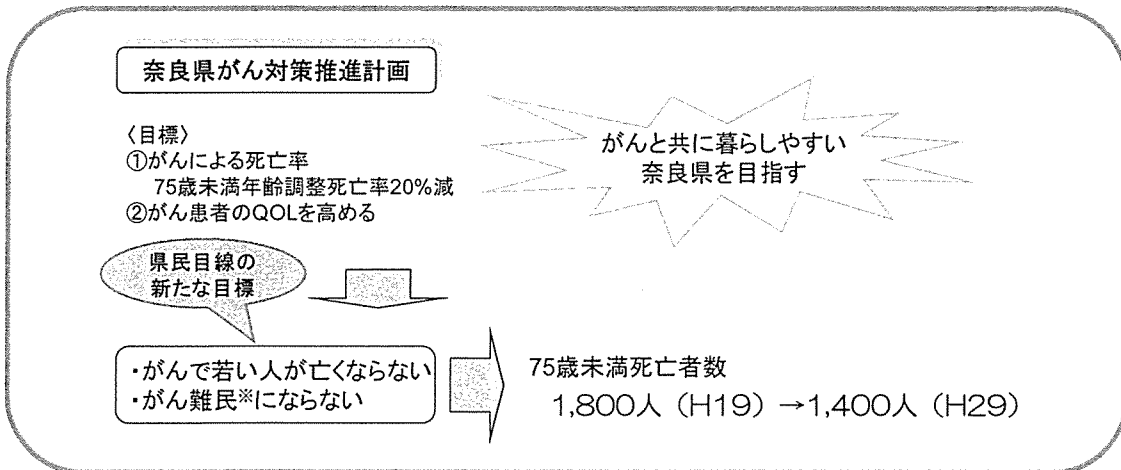
【目標】 がんによる75歳未満の死亡者数を ○○人減らす。

(2) 全てのがん患者とその家族の苦痛の軽減と療養生活の質の維持向上

- ・がんになっても苦痛・不安が軽減され、自分の納得のいく療養生活を送ることができることを目指す。

【目標】 がんの治療について不安・不満と思う人の割合を減少させる
(測定方法は要検討)

<参考資料> 平成23年度第3回 協議会資料(抜粋)



- ・国の計画では、「がんになっても安心して暮らせる社会の構築」が新たに追加されている。

＜国基本計画の抜粋＞

3 がんになっても安心して暮らせる社会の構築

がん患者とその家族は、社会とのつながりを失うことに対する不安や仕事と治療の両立が難しいなど社会的苦痛も抱えている。

このため、これまで基本法に基づき、がんの予防、早期発見、がん医療の均てん化、研究の推進等を基本的施策として取り組んできたが、がん患者とその家族の精神心理的・社会的苦痛を和らげるため、新たに、がん患者とその家族を社会全体で支える取組を実施することにより、「がんになっても安心して暮らせる社会の構築」を実現することを目標とする。

- ・「がん患者とその家族を社会全体で支える取組」として、県では何ができるかを検討した上で全体目標に掲げるかどうかを検討する。
- ・「がんによる死亡者数の減少」の目標値については次回協議会で個別施策の目標値の設定も含めて議論する。
- ・平成23年度第3回協議会で事務局から案を示した「がん難民」という言葉は、定義が難しく、見送る。

第4 分野別の施策および目標

- ・各分野においては次の5点について整理し、記載する。

- 現状と課題
- 各分野における最終目標（目指す姿）
- 最終目標（目指す姿）に向けた中間目標
- 取り組むべき施策とその目標
- 年次別・実施主体別の行動計画、個別目標

1 がん医療

(1) がん医療の水準の向上

- ①医療機関の整備
- ②専門的な医療従事者の育成
- ③小児がん

(2) 緩和ケアの推進

(3) 医療機関の連携の推進

2 がん患者等への支援

(1) がん医療に関する相談支援及び情報提供

③(2) がん患者の就労を含めた社会的な問題

3 がん登録

4 がん予防

(1) 喫煙

(2) 食生活

(3) 持続感染（ウイルス、細菌など）

5 がんの早期発見

③6 がんの教育・普及啓発

- ・各分野の施策の柱（案）は資料8、資料9を参照
- ・各分野の施策および目標等については、該当する部会で検討

第5 計画の推進

- 1 計画推進に当たってのそれぞれの役割
- 2 計画の進行管理